

# 四国中央市過疎地域持続的発展計画

期間 令和3年度～令和8年度



愛媛県四国中央市

# 目次

1	基本的な事項	1
(1)	四国中央市の概況	
(2)	人口及び産業の推移と動向	
(3)	四国中央市行財政の状況	
(4)	地域の持続的発展の基本方針	
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	
(7)	計画期間	
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	12
(1)	現況と問題点	
(2)	その対策	
(3)	計 画	
3	産業の振興	14
(1)	現況と問題点	
(2)	その対策	
(3)	計 画	
(4)	産業振興促進事項	
(5)	公共施設等総合管理計画等との整合	
4	地域における情報化	18
(1)	現況と問題点	
(2)	その対策	
(3)	計 画	
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	
5	交通施設の整備、交通手段の確保	20
(1)	現況と問題点	
(2)	その対策	
(3)	計 画	
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	

6	生活環境の整備	23
	(1) 現況と問題点	
	(2) その対策	
	(3) 計 画	
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	25
	(1) 現況と問題点	
	(2) その対策	
	(3) 計 画	
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
8	医療の確保	27
	(1) 現況と問題点	
	(2) その対策	
	(3) 計 画	
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
9	教育の振興	29
	(1) 現況と問題点	
	(2) その対策	
	(3) 計 画	
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
10	集落の整備	31
	(1) 現況と問題点	
	(2) その対策	
	(3) 計 画	
11	地域文化の振興等	32
	(1) 現況と問題点	
	(2) その対策	
12	再生可能エネルギーの利用の推進	33
	(1) 現況と問題点	
	(2) その対策	

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項 -----34

(1) 現況と問題点

(2) その対策

過疎地域持続的発展特別事業分(事業計画) -----35

# 1 基本的な事項

## (1) 四国中央市の概況

### ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件

平成 16 年 4 月 1 日、川之江市、伊予三島市、宇摩郡土居町、同郡新宮村が合併し、四国中央市が誕生した。同日付の総務省・農林水産省・国土交通省告示第 12 号において、四国中央市の区域のうち旧新宮村の区域は、「過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）」（以下「旧過疎法」という。）第 33 条第 2 項の規定により過疎地域とみなされる区域「一部過疎地域」として指定された。

しかし、令和 3 年 3 月末で旧過疎法の期限を迎え、過疎地域における総合的かつ計画的な対策を実施するための新たな法律、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律 19 号）」が令和 3 年 4 月 1 日付けで施行されたことに伴い、一部過疎地域として指定されていた新宮地域は、過疎指定要件で示されている財政力指数の基準値より市の財政力指数が上回るため、過疎地域から卒業する経過措置区域としてみなされることとなった。

本市は愛媛県の最東端に位置し、東は香川県に面し、南東は徳島県、南は四国山地を境に高知県に接しており、4 県が接する地域となっている。

総面積は、420.49km<sup>2</sup>で 80%が山岳丘陵地であり、そのうち新宮地域は面積 78.82km<sup>2</sup>で東西に 9 km、南北に 11 kmの四角形に近い形状になっている。

中心部を東西に流れる銅山川沿いに集落が形成され、急傾斜地での畑作と林業を主体とする山村であるが、温暖多雨の気候で、樹木の生育は極めて良好である。

標高は、最低地点 160m、最高地点 1,233mで、山間部のため冬期は寒気が厳しく、夏期は比較的冷涼である。年間平均気温 14.1℃、年間雨量は 1,689 mm、降霜期間は 11 月初旬から 3 月下旬頃である。

新宮地域の歴史は古く弥生時代には既に人が生活しており、さらに、四国の要衝として太政官道「南海道」が通り、約 1,200 年前の大同年間に紀州新宮から熊野神社を勧請したと伝えられる。また、室町時代には日野氏がこの地に住み、中ノ庄、西ノ庄、東ノ庄等の地名が現在も残っており、荘園制度の名残を留めている。

明治 23 年村政実施により、馬立、新宮、新瀬川の 3 村が合併した新立村と、上山村の 2 村となり、昭和 29 年 3 月 31 日には、上山村、新立村の両村が合併して新宮村となっている。

農業は、茶、しきみ等の特用作物の栽培を主としているが、過疎の進行に伴い田、畑、山林などの荒廃が進んでいる。

第 2 次産業は、過疎対策の一環として誘致した縫製工場や冷凍食品加工事業所、また建設会社への就業が主であったが、人口減少による労働力不足や、経済状況の変化により事業所の廃業や規模縮小が進行している。

主要地方道新居浜山城線の一部が国道 319 号になり、そして、平成 4 年 1 月には四

国横断自動車道が開通して新宮インターチェンジの利用が可能となったほか、このアクセス道路として、また住民の通勤、通学路としての幹線道路である主要地方道川之江大豊線の道路改良が進み、地域の交通体系は飛躍的進展を見せ、利便性は大いに向上してきている。

公共施設においては、国民健康保険新宮診療所及び高齢者生活福祉センターを平成15年度に開設し、安心して生活できる環境整備を行っている。

#### イ 新宮地域における過疎の現況と動向

新宮地域の人口は、昭和35年から平成27年の55年間に81.1%減少し、生産性や集落機能が衰退し、また、高齢者比率49.6%という過度の高齢化による担い手不足で、農地や森林の荒廃が進んでいる。

こうした状況の中、中・四国観光ルートにおける新宮地域の位置付けや、自然資源、歴史的資源を生かした観光交流施設を整備し、交流人口の拡大、就業の場の確保、さらには地域住民の所得の向上を目指している。

また、地域の特性を活かした自主的な地域づくりの取り組みは、住民と行政との協力体制により地域の活性化が図られているが、人口減少により継続した活動が困難になりつつある。

#### ウ 社会経済的発展の方向の概要

最近の著しい過疎化や高齢化は、すべての産業において後継者不足を生じ、長引く景気の低迷や第1次産業の衰退等で回復の兆しが見えない状況にある。

このような中、平成10年に第三セクター「㈱ やまびこ」を設立して、翌年「霧の森」、「霧の高原」をオープンさせ、観光交流の村づくりの足がかりを築いた。

霧の森では、平成17年の温泉と研修機能を兼ね備えた「霧の森交湯～館（こうゆうかん）」の整備や、平成19年の新宮茶専門カフェ「霧の森茶フェ」を新設するなど観光施設の整備拡充に努めたことに加え、交通アクセスの良さが認められ、平成22年にはかねてからの念願であった「道の駅」に認定された。

その後も、霧の森駐車場拡張工事（128台増）や「霧の森ギャラリー・ふれあい館」の改装工事などの機能拡充を図り観光交流の拠点としての環境整備を概ね完了させた。

また霧の高原では、標高1,043mの塩塚高原を中心に、登山・ハイキング・キャンプ、パラグライダーをはじめ、令和元年度から新たな取組として、自然とスポーツを融合したイベント「四国中央スカイライン」を開催するなどアウトドアの活動拠点となっている。

今後も引き続き施設の利便性の向上や機能拡充に取り組み、リピーターの定着や新規来訪につながる情報発信等を推進する。

## (2) 人口及び産業の推移と動向

新宮地域の人口は、昭和 25 年の 6,162 人を頂点として、昭和 35 年まではほぼ横ばい状態であったがそれ以降は年々減少している。

表 1-1(1)にあるとおり、昭和 35 年から昭和 50 年にかけて、50.9%、昭和 50 年から平成 2 年が 16.0%、平成 2 年から平成 17 年が 33.4%、平成 17 年から平成 27 年が 31.1%の減少率となっている。さらに、年齢別人口では、過疎化の典型である若年層の減少が目立ち、平成 27 年の 15 歳から 29 歳の人口比率は 7.9%、逆に 65 歳以上の高齢者比率は 49.6%と非常に高い率を占めている。少子高齢化の進展により、新宮地域の人口は年々減少することが見込まれ、高齢者の構成比率は今後も増加することが予測される。

主産業をなしてきた農林業（第一次産業）は、表 1-1(2)にあるとおり、就業人口が大幅に減少してきており、これは、人口流出の要因ともなった平野部工業地域の発展と所得格差の拡大によって、農外所得への依存による兼業化によるものである。

第二次産業の多くは平野部工業地域への通勤者で、地区内の事業所では、過疎対策の一環として誘致した縫製工業と、土木建設業、冷凍食品加工事業所が主に就業場所であったが、廃業や規模縮小により減少傾向が顕著になっている。

第三次産業は、小売業、サービス業などに集中している。

就業構造については今後も、現在と同様の傾向で推移することが見込まれる。

表 1-1(1)人口の推移（国勢調査）【新宮地域】

区 分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 5,783	人 2,836	% △50.9	人 2,380	% △16.0	人 1,585	% △33.4	人 1,091	% △31.1
0 歳～14 歳	2,191	552	△74.8	250	△54.7	135	△46.0	60	△55.5
15 歳～64 歳	3,129	1,799	△42.5	1,548	△13.9	744	△51.9	489	△34.2
うち (a)									
15 歳～29 歳	1,100	377	△65.7	277	△26.5	154	△44.4	87	△43.5
65 歳以上 (b)	463	485	4.7	582	20.0	706	21.3	542	△23.2
(a)／総数 若年者比率	% 19.0	% 13.3		% 11.6		% 9.7		% 7.9	
(b)／総数 高齢者比率	% 8.0	% 17.1		% 24.5		% 44.5		% 49.6	

表 1-1(2) 産業別人口の動向（国勢調査）【新宮地域】

区 分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 2,780	人 1,501	% △46.0	人 1,426	% △4.9	人 676	% △52.5	人 407	% △39.7
第 1 次 産 業 就業人口比率	77.3% (2,149)	40.2% (604)		19.2% (273)		12.6% (85)		8.6% (35)	
第 2 次 産 業 就業人口比率	11.3% (314)	36.5% (548)		56.3% (803)		40.8% (276)		37.6% (153)	
第 3 次 産 業 就業人口比率	11.4% (317)	23.3% (349)		24.5% (350)		46.6% (315)		53.8% (219)	

表 1-1(1) 人口の推移（国勢調査）【四国中央市】

区 分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 99,109	人 93,563	% △5.5	人 97,215	% 3.9	※1 人 92,854	% △4.4	※2 人 87,413	% △5.8
0 歳～14 歳	33,970	22,346	△34.2	18,745	△16.1	13,088	△30.1	10,741	△17.9
15 歳～64 歳	58,686	61,600	4.9	63,865	3.6	57,761	△9.5	49,719	△13.9
うち (a) 15 歳～29 歳	24,039	20,699	△13.8	17,338	△16.2	13,889	△19.8	10,919	△21.3
65 歳以上(b)	6,453	9,617	49.0	14,605	51.8	21,948	50.2	26,123	19.0
(a)／総数 若年者比率	% 24.3	% 22.1		% 17.8		% 15.0		% 12.4	
(b)／総数 高齢者比率	% 6.5	% 10.3		% 15.0		% 23.6		% 29.8	

※1 年齢不詳 57 人を含む

※2 年齢不詳 830 人を含む

表 1-1(2) 産業別人口の動向（国勢調査）【四国中央市】

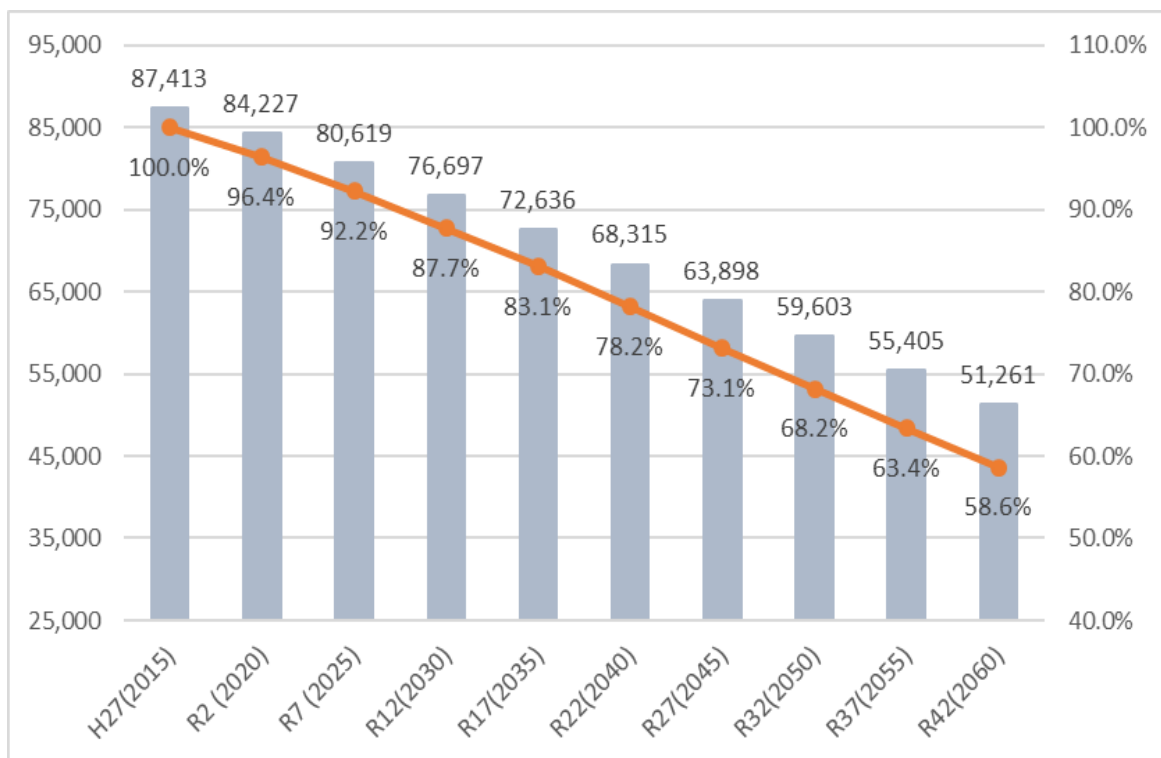
区 分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 44,178	人 44,275	% 0.2	人 48,414	% 9.3	※1 人 45,550	% △7.5	※2 人 42,091	% △1.8
第 1 次産業 就業人口比率	35.0% (15,472)	14.6% (6,482)		7.4% (3,602)		5.5% (2,494)		3.9% (1,646)	
第 2 次産業 就業人口比率	34.1% (15,057)	44.9% (19,858)		46.9% (22,711)		40.4% (18,386)		37.4% (15,739)	
第 3 次産業 就業人口比率	30.9% (13,649)	40.5% (17,935)		45.7% (22,101)		52.9% (24,114)		53.3% (22,438)	

※1 分類不能 6 人を含む

※2 分類不能 2,268 人を含む

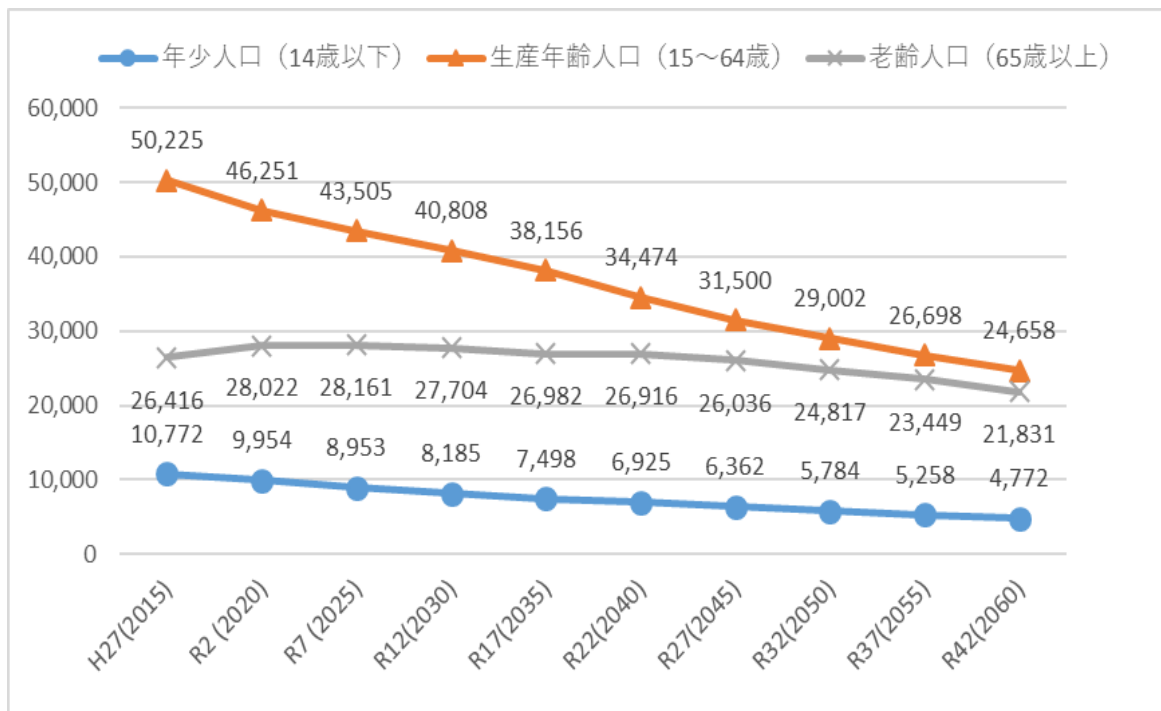
表 1-1(3) 人口の見通し【四国中央市】

■将来人口推計



国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

■年齢3区分将来推計人口割合【パターン1（社人研推計準拠）】



国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

### (3) 四国中央市行財政の状況

#### ア 行財政の現況と動向

新宮地域は、昭和 29 年に上山村と新立村が合併して新宮村となり、その後、平成 16 年に旧川之江市・旧伊予三島市・旧土居町とともに新設合併により四国中央市として、新しいスタートを切ったが、人口密度は 20 人/Km<sup>2</sup>と低いうえに、47 に及ぶ集落が散在しており、行政施策の効率は極めて低い。若者や中高年層の減少に伴って地域の組織活動も困難となり、行政運営は極めて厳しい状況にある。

住民の行政への依存度は高いが、意欲的な地域活動も各地区で起こっており、今後、行政と住民との連携を密にし、相互理解と協力のもとに、活力ある地域づくりを推進していく必要がある。

そうした中、本市の財政状況は合併直後に財政難に陥ったものの、その後は、紙産業を中心とする底力のある地域経済に支えられた安定的な税収により徐々に改善に向かいつつある。

しかしながら、歳入においては、自主財源が半分近くをしめているとはいえ、地方交付税及び地方債等の依存財源に頼る財政構造も依然として続いており、しかも、令和元年度をもって合併に伴う地方交付税の優遇措置の終了や新型コロナウイルスの感染拡大による景気悪化から歳入総額の減収が見込まれている。これに加えて、世界に類を見ない急速な人口減少時代において、本市も例に漏れず人口が減少しており、今後における一般財源の見通しは、非常に厳しいものがある。

歳出においては、合併以来、新市の一体感の速やかな確立と着実な発展を目指し「新市建設計画」に位置付けられた各種事業に積極投資してきた結果、新市の均衡ある発展につなげることができた。

しかしながら、地方交付税の合併算定替え終了に加え、合併特例債を活用した大型事業に係る公債費の増加など、不安材料を抱えている。今後においても各種財政指標の推移に注視し、行財政改革を推し進めるなど持続可能な財政運営に向けた不断の努力が必要である。

表 1-2(1) 四国中央市財政の状況【四国中央市】

(単位：千円)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳 入 総 額 A	37,868,821	40,457,026	45,543,477
一 般 財 源	22,145,640	22,608,736	22,762,526
国 庫 支 出 金	4,179,942	5,122,748	5,115,912
県 支 出 金	2,468,414	2,223,329	2,452,674
地 方 債	4,258,000	4,580,900	7,857,500
うち過疎債	10,300	95,600	66,500
そ の 他	4,816,825	5,921,313	7,354,865
歳 出 総 額 B	35,461,050	37,980,164	42,676,354
義 務 的 経 費	18,698,942	18,847,282	19,162,181
投 資 的 経 費	5,110,075	6,222,434	11,091,403
うち普通建設事業	5,106,529	6,156,178	10,879,362
そ の 他	11,652,033	12,910,448	12,422,770
過 疎 対 策 事 業 費	12,863	102,992	82,072
歳入歳出差引額C (A-B)	2,407,771	2,476,862	2,867,123
翌年度へ繰越すべき財源 D	155,613	392,574	912,412
実 質 収 支 C - D	2,252,158	2,084,288	1,954,711
財 政 力 指 数	0.826	0.783	0.752
公 債 費 負 担 比 率	19.1	16.1	16.8
実 質 公 債 費 比 率	16.9	11.4	8.6
起 債 制 限 比 率	—	—	—
経 常 収 支 比 率	84.2	83.7	88.8
将 来 負 担 比 率	176.7	110.9	108.0
地 方 債 現 在 高	44,321,435	54,634,392	63,112,851

## イ 施設整備水準等の現況と動向

新宮地域においては、これまでの過疎対策によって、道路整備、生活環境の整備、産業振興に係る主要施設などの施設整備が行われてきており、当地域の産業・経済発展に大きな役割を果たしているところである。

これまで逐次整備をすすめてきた市道整備は、舗装率・改良率とも改善されてきているものの、低い水準となっている。今後は、産業振興による地域の活性化や地域住民の生活環境の向上を推進するためにも、主要な市道を中心に道路改良及び舗装事業を積極的に推進する必要がある。

水道施設は、新宮地区簡易水道と新宮地区北東部簡易水道の2施設を整備しており、令和元年度末で 94.6%と高い普及率を示しているが、未だ未普及地区が存在している。安心で安全な水の供給を確保するため、未普及地区の施設整備と併せ、既存施設の機能維持も計画

的に進めていく必要がある。

生活環境については、平成 11 年度から合併処理浄化槽設置等に要する一部助成に伴い、水洗化率は上昇しているが、引き続き、浄化槽の普及促進に努めていく必要がある。

表 1-2(2) 主要公共施設等の整備状況【新宮地域】

区 分		昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市町村道	改良率 (%)	1.4	2.0	12.7	16.0	17.3
	舗装率 (%)	13.4	31.4	44.3	45.3	46.5
農道延長 (m)					9,263	9,263
耕地 1 ha 当たりの農道延長 (m)		21.6	41.8	40.7	—	—
林道延長 (m)					46,526	47,136
林野 1 ha 当たりの林道延長 (m)		13.4	16.3	15.9	—	—
水道普及率 (%)		21.6	17.7	57.5	90.9	94.6
水洗化率 (%)		8.4	12.0	37.2	—	75.6
人口千人当たり診療所の病床数 (床)		6.3	7.6	10.0	8.7	—

表 1-2(2) 主要公共施設等の整備状況【四国中央市】

区 分		昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市町村道	改良率 (%)	14.7	32.9	40.4	44.1	45.8
	舗装率 (%)	53.5	69.2	74.9	76.3	77.1
農道延長 (m)					188,885	187,579
耕地 1 ha 当たりの農道延長 (m)		57.1	70.4	77.2	—	—
林道延長 (m)					158,388	165,072
林野 1 ha 当たりの林道延長 (m)		7.0	9.1	9.6	—	—
水道普及率 (%)		91.4	94.7	95.6	97.4	98.4
水洗化率 (%)		—	—	—	—	91.4
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)		—	19.0	18.9	17.0	16.9

#### (4) 地域の持続的発展の基本方針

過去の過疎対策によって、道路網の整備、簡易水道等の環境整備、観光を重要な産業として位置づけ、自然を生かした各種の施設整備が行われてきた。

「霧の森」「霧の高原」「霧の森交湯～館」を中心に、自然景観を整備し、緑豊かな自然と清らかな水を生かした観光交流を推進することで、地域の持続的発展を図り、就業の場の確保、住民の所得の向上に努めてきた。

高知自動車道の新宮 I Cにおける令和元年の出入交通量は、平成 26 年と比較して 4 万台増の約 26 万台となっている。また、令和元年の「霧の森」への入込客は平成 26 年の 22 万人と比較して 1.1 倍の約 25 万人であり、交流人口も増加傾向となっている。これには、平成 30 年より国土交通省が試行開始した高速道路一時退出実験の効果も表れていると考える。なお、平成 22 年 4 月に路線バス「三島ー上分ー新宮線」の霧の森への延伸が実現し、公共交通機関での利便性も向上した。

日本全体で少子高齢化、人口減少問題が深刻化する中、新宮地域においても例外ではなく少子高齢化、人口減少が進み地域活力が低下してきている。今後も生活環境の整備や地域の特性を生かした観光交流の推進に加え、移住や U I J ターンなど新たな定住促進事業を展開し、各種産業の担い手となり得る地域に必要な人材の受け入れを図るとともに、若者の流出を防ぐ施策を推進していく必要がある。

また、継続的な集落の維持と活性化のため、基幹集落を中心として複数の集落で構成される集落ネットワーク化を図りながら、生活の営み（生活支援機能）を確保する取り組みが必要となっている。

併せて、まち・ひと・しごと創生「総合戦略」で計画されている、小さな拠点づくり、地域おこし協力隊の活用、地域ブランドの創出などの取り組みも推進する。

## (5) 地域の持続的発展のための基本目標

### ○産業の振興と交流人口の拡大

- ア 「霧の森」「霧の高原」「霧の森交湯～館」を中心とした都市と農村の交流促進
- イ 農作業支援組織の体制の充実
- ウ 1. 5 次産品（お茶のスイーツ等）の開発
- エ アンテナショップの充実
- オ 観光関連団体の育成と連携
- カ 空き家対策や U I J ターンなど集落活性化につながる移住・定住促進事業の展開
- キ 「霧の森交湯～館」研修室の広域利用促進による活性化推進  
（四国営業所会議や四国ブロック会議など）
- ク 小さな拠点づくりの推進
- ケ 地域おこし協力隊、集落支援員などの活用
- コ 地域ブランド（6 次産業化）創出事業

### ○高齢者等の保健・福祉の向上及び増進

- ア 自立活動への支援と予防活動の推進
- イ 医療・福祉・保健の機能連携による複合的な高齢者福祉施設の整備
- ウ 介護保険事業の充実

## ○生活環境の充実

- ア 簡易水道等の整備と浄化槽設置補助による生活環境整備の推進
- イ ごみ処理体制の充実
- ウ 子育て支援事業の推進
- エ 住民の交通手段の維持確保

## (6) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況については、年度末に開催する新宮町地域づくり協議会で報告し、意見をいただくこととする。

## (7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和9年3月31日までの6箇年間とする。

ただし、計画の最終年度については6年目以後の県方針の策定を踏まえ、必要な事項については変更を加える。

## (8) 公共施設等総合管理計画との整合

四国中央市公共施設等総合管理計画では、施設を取り巻く現状や課題等を客観的に把握・整理するとともに、長期的な視点を持って施設の長寿命化や複合化、機能の見直し等を含め、適正配置と有効活用及び財政負担の軽減・平準化を図ることとしている。

これらの基本的な考え方にに基づき、過疎計画に記載している施設については、効率的な整備や活用を進める。

なお、本計画に記載された全ての公共施設等の整備は、四国中央市公共施設等総合管理計画に適合している。

## 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

### (1) 現況と問題点

新宮地域は、昭和 35 年に 5,783 人が住む地域であったが、現在は 923 人（令和 3 年 3 月 31 日現在 住民基本台帳人口参照）と急激な人口減少に陥っており、それに伴い少子高齢化地域となっている。人口減少の主な要因としては、鉱業や林業などの衰退による地域内での就業機会の減少、生活において利便性の高い地域への転居などが挙げられる。

しかしながら、近年の道路改良による通勤圏域の拡大や生活における利便性の向上、更に小規模特認校である新宮小中学校への地域外や市外からの進学による新宮地域への転居希望など、人口減少の緩和に繋がる素地は整いつつある。

このように、新宮地域への移住の機運は高まっているものの、移住で重要な要素の 1 つである住居の確保が大きな問題となっている。移住者の多くは移住当初は賃貸で住居を構えることを望んでいる反面、空き家の所有者の多くは賃貸での提供よりも売買での提供の意向が強く、ミスマッチが発生している。

また、コロナ渦で推奨され始めた働き方であるテレワークは、アフターコロナ時代においても浸透していくと考えられており、高速インターネット環境と仕事ができるスペースが移住や 2 拠点生活には不可欠と考えられる。新宮地域においては光ファイバー網の整備が始まり、近年中には地域内で光回線が使用できる環境が整うが、オフィスやワーキングスペースとして活用できる場所が不足しているため、レンタルオフィスやコワーキングスペースの整備の検討が必要である。

さらに、近年では生活スタイルの変化に伴い、多様なライフスタイルを実現するための手段の一つとして、空き家等の活用を通じ、市内や近隣都市の住民等が新宮地域にも同時に生活拠点を持つ二拠点居住者（一時居住者）を掘り起こすことなど、地域に持続的に多様な形で関わる関係人口の創出・拡大に向けた支援の充実を図ることが必要である。また、新宮地域は、他の過疎地域と同様に不動産流通は低調であると見受けられるため、地域住民や不動産・法務・建築等の専門家、民間事業者などとの連携の強化を検討する必要がある。

### (2) その対策

ア 新宮地域内の提供可能な空き家情報の集約化を図る。

イ 状態の良い空き家をサブリースや買い取って運用し、移住者向けの住宅提供環境の整備を推進する。

ウ 空き家の取得・利活用に対する支援制度を充実させる。

### (3) 計画

#### 事業計画（令和3年度～8年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の促 進、人材育成	(1)移住・定住	空き家調査事業	市	
		空き家運用事業	〃	
		空き家取得・リフォーム 支援事業	〃	

### 3 産業の振興

#### (1) 現況と問題点

##### ア 農林業

新宮地域は、高齢化、過疎化による担い手不足により、農林業の停滞など極めて厳しい状況下にある。農業においては、農地の荒廃が進み、農業構造の基盤が弱体化している。特に農業就業人口に占める60歳以上の人口が90%と非常に高く、高齢者が農業生産や地域活動の一翼を担っており、年々耕作放棄地が増加している。このため、農業を引き継いでいく新規就農者の確保が重要課題となっている。

林業においても、依然として林業を取り巻く環境は厳しく、木材需要の低迷、林業経営費の上昇、コロナ渦による材価の下落等に起因して林業生産活動が全般にわたって停滞し、間伐、保育等が適正に実施されていない森林が増加している。

しかしながら、近年では、農地や森林が国土保全や環境保全のために果たす役割の重要性が再認識され、その対策に視点が向けられており、平成14年度から森林整備地域活動支援交付金制度が実施されているほか、平成19年度から農地・水・環境保全向上対策が実施されている。新宮地域においては、今後ともこのような農林家にとって有益な制度の有効活用を図っていく必要がある。

また、地域の大半を占める森林は、林産物の生産、国土の保全、水資源の涵養、生活環境の保全など多面的な機能を有し、人々の安心で豊かな暮らしを支えている。しかしながら、林業生産活動の停滞や森林所有者の高齢化、不在化等を背景に適切な森林施業が行われていない森林が増えている。住民一人一人が森林の役割を理解し、多くの恵みをもたらす大切に貴重な共有の財産として守り育てる必要がある。

加えて、近年、イノシシ・シカ・サル等の野生鳥獣による農作物等への被害が増加し、対応に苦慮している。一般に、山林の手入れが行き届かず、結果としてエサを求めて山里近くまで降りてきているのが原因と言われているが、対策強化が求められている。

##### イ 観光レクリエーション

また、観光分野においては、「霧の森」「霧の森交湯～館」「霧の高原」の認知度が広まり、県内外より訪れる観光客が年々増加している。観光ニーズが多様化している今日、新宮地域の豊かな自然や歴史文化資産、観光施設を有効に活用し更なる交流人口の拡大を図るため、インバウンド向けの内容や、観光資源を活かした体験・滞在型の観光及びSNSを活用した情報発信を行っていく必要がある。

##### ウ 産業振興

さらに、都市部からの地方移住への関心の高まりや、都市部企業の拠点分散など動きがみられる中で、テレワーク等新たなワークスタイルの実現やサテライトオフィス

の設置等、持続可能な地域を創造していく視点において、企業・人材の誘致が求められている。

またそのような中で、豊かな自然や温暖な気候に加えて、暮らしやすい生活環境を活かした上での、創業支援に努める必要がある。

## (2) その対策

### ア 農林業

- ① 基幹作物として定着している茶栽培の振興に努め、愛媛県特別栽培農産物等認証制度等を活用し、良質茶の産地形成を目指す。また、「うま茶振興協議会」を活用して、茶産業の生産振興、販路の拡大など茶産業の振興を図る。加えて、多面的機能の維持増進を図るとともに、多面的機能直接支払交付金により、農業者等による農地を維持するための基礎的保全活動や、非農家を含めた地域住民の共助活動の促進による農村コミュニティの再生を図る活動を、一体的かつ総合的に支援する。
- ② 農作業支援組織の体制を充実させ、若者の加入促進に重点を置く。また、現在は茶だけになっている農業支援を他の工芸作物についても検討する。
- ③ 農家の女性が中心となり始まった、新鮮、無農薬野菜などの直売店「霧の森青空市かほり」の充実を図るため、お茶まつりや収穫祭などの催しを企画し、地域に伝わる味と歴史を観光客に伝えることで都市と農村の交流促進を図る。  
また、青空市への新規出荷者を呼びかけ、農業指導班の指導を受け気候風土にあった作付品目を増やすなど、遊休農地を主体に土地利用の向上を目指す。
- ④ 林家を対象として森林施策の意向を調査し、市への委託希望者と契約を結び、契約地においては市が間伐等を意欲と能力のある事業者や林家へ発注し林産業の所得向上を促進するとともに、林業の担い手のすそ野を広げ、地域全体の森林施業意欲・技術の向上を図る。
- ⑤ 林道は森林施業に欠くことのできない基盤であるとともに、地域住民の生活環境の向上にも寄与することから、林道の開設・改良等を計画的に推進する。
- ⑥ 有害鳥獣対策については、猟友会やえひめ地域鳥獣管理専門員と連携を図るとともに、農林業者自らが狩猟免許を取得し、有害鳥獣の捕獲と防除に努めることで、農林業者自らの事業地内の農林業被害防止に向けた対策を講じる。

### イ 観光レクリエーション

- ① 豊かな自然や歴史文化資産を有効活用するため、森林レクリエーション、食観光など体験型の観光資源の掘り起こしを行うとともに、観光ボランティアの育成に取り組み、交流人口の拡大に努める。
- ② 既存の観光施設「霧の森」「霧の高原」「霧の森交湯～館」を有効活用するため、必要に応じた施設の改修・整備に努める。

## ウ 産業振興

① 高速道路の四国中央結節点至近なインターチェンジを有するという地理的利点と、豊富な自然環境を最大限に活用し、広域的なエリアから訪れる購買客に対し、観光と密接にリンクさせた販路の構築を図り、豊かな自然環境に育まれたお茶を始めとする地域の特産品の生産・販売を行う事業者の起業を促進する。

また、その原材料の供給にあたっては、コミュニティビジネス等の手法も考慮して、地域の活性化を図る。

② 企業誘致については、豊かな自然を有する新宮地域は、プログラム開発やアート等、クリエイティブな分野の職種に向けた環境特性であることから、テレワーク等新たなワークスタイルの実現やサテライトオフィスとしての活用とともに、企業の余暇、保養及び研修施設の候補地としての適性の高さも含めてPRすることで、その誘致を図る。

③ 「東予ものづくり三市連携推進協議会」及び「えひめさんさん物語フォローアップ協議会」で連携を進めている西条市、新居浜市との広域振興イベントなどを推進する。

## (3) 計画

事業計画（令和3年度～8年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	茶防霜施設設備事業 防霜ファン	市	
		農作業支援促進事業	〃	農作業支援 センター
		茶業振興事業	〃	
	林業	横野谷線 L=1,650m W=3.0m	市	県単独林道 整備事業
	(9) 観光又は レクリエー ション	観光施設整備事業 霧の森整備  霧の森交湯～館整備  霧の高原整備	市	

	(10)過疎地域 持続的発展 特別事業	観光施設管理運営事業 観光施設等を有効に活 用し、交流人口の拡大や、 地域経済文化の振興等を 図る。	市	
--	---------------------------	--	---	--

#### (4) 産業振興促進事項

##### (i) 産業振興促進事項

産業振興促進区域	業 種	計画期間	備 考
新宮地域	製造業 情報サービス業等 農林水産物等販売業 旅館業	令和3年4月1日～ 令和9年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容  
上記計画のとおり

#### (5) 公共施設等総合管理計画等との整合

四国中央市公共施設等総合管理計画の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的  
発展につながる過疎対策の推進に努める。

## 4 地域における情報化

### (1) 現況と問題点

#### 情報化・通信

光通信技術の進歩によりデータ通信の超高速化と大容量化、放送技術の高画質化（4Kあるいは8K化）が進むとともに、パソコンに加えてスマートフォンが普及し、どこでもインターネットに接続して情報収集ができるなど情報通信技術（ICT）の発展は目覚しく、現在、国民の約9割以上がインターネットを利用している状況にある。

当新宮地域においても合併を契機にケーブルテレビ施設の整備を行い、ブロードバンド（高速・大容量インターネット接続サービス）未整備地域の解消を図ったところであるが、今後はケーブルテレビ施設の光化事業を実施し、さらなる高速大容量通信及び耐障害性向上を図る。このインフラにより情報通信技術を活用した地域魅力の発信やコミュニティ活動、医療、防災、教育、福祉など様々な分野で地域特性を活かした更なる取り組みが可能となる。特に教育分野ではGIGAスクール構想の実現のため、民間サービスでは光化の可能性が乏しいため公設による事業を実施し、小規模校である利点を生かし、個別最適化された教育ICT環境を提供する。また、観光分野でも「霧の森」における公衆無線LANの整備等による利便性向上が図られている。

通信放送施設については、昭和50年から昭和58年にかけて整備した広報無線及び防災行政無線の老朽化対策や難聴地域解消を図るために、全市的な情報伝達体制の見直しに合わせて、平成25年度と同26年度の2ヵ年で新たに「防災有線告知システム」を整備した。これにより、新宮地域においても44箇所の屋外スピーカーからの音声放送をはじめ、メールやホームページ、ケーブルテレビのテロップ放送など住宅構造の変化にも対応した多様な伝達手段を有することとなり、防災情報や各種行政情報などの迅速かつ的確な入手が可能となった。今後は、防災有線告知システムの認知度や関心度を高め、一層の利用促進を図ることが必要である。

### (2) その対策

#### 情報化・通信

- 教育や観光分野などで、情報通信技術を活用した、地域活性化につながる新たな取り組みを推進する。
- 防災や医療、または地域活動での通信施設の活用を促進する。

### (3) 計画

事業計画（令和3年度～8年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3 地域における 情報化	(1) 電気通信施設 等情報化のため の施設	光ファイバーケーブル 整備事業	市	
	その他の情報 化のための施 設	ケーブルテレビ自主放 送を活用した地域情報 伝達事業	〃	

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

四国中央市公共施設等総合管理計画の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的  
発展につながる過疎対策の推進に努める。

## 5 交通施設の整備、交通手段の確保

### (1) 現況と問題点

#### ア 道路

新宮地域の基幹交通網は、国道 319 号が東西に、主要地方道川之江大豊線が南北に走っており、その 2 線が地区の中央において交わっている。両線とも近年の道路改良によって市内平野部と短時間で結ばれるようになった。

高速道路は、平成 4 年に高知自動車道の新宮インターチェンジ(IC)が開設され、平成 12 年には四国 4 県県庁所在地が X 字型に結ばれ、平成 20 年には川之江－高知間の 4 車線化が実現した。交通アクセスの良さもあって、観光交流施設「霧の森」への集客が進んだことなどから、IC 出入交通量が平成 20 年には平成 16 年比で約 2 倍の 30 万台に達し、その後も 22～26 万台前後で推移している。

今後も観光客などの増加が見込める中、インターチェンジから塩塚高原や霧の高原など主要施設やイベント会場へのアクセス道となる市道の整備が望まれるが、古くに簡易な方法によって開設したものが大多数で、幅員は狭く通行に支障をきたしている。産業振興による地域の活性化や地域住民の生活環境の向上を推進するためにも、主要な市道を中心に道路改良及び舗装事業を積極的に推進する必要がある。

#### イ 公共交通

公共交通に関しては、平成 22 年 4 月から路線バスが「霧の森」へ延伸されている。

また、道路や公共交通を活用することにより、観光や地域づくりなど様々な分野で、近隣地域と交流や連携を推進することが重要となっている。

### (2) その対策

#### ア 道路

- 高知自動車道や主要観光施設アクセス道となる幹線道路の整備を推進するとともに、サイクリングの普及に対応する自転車通行環境の整備を促進する。
- 地域内の幹線道路として、国道及び主要地方道の改良整備の促進を働きかける。
- 地域内の道路や橋りょうの点検、維持修繕を継続するとともに、市道改良及び舗装事業を重点的に推進する。

#### イ 公共交通

- 既存の福祉バス路線や路線バス「三島－上分－霧の森線」の維持充実を推進する。
- 塩塚高原の観光 P R 等で連携が期待される三好市との交流を推進する。
- 四国まんなか交流協議会で連携を進めている三好市、観音寺市との観光連携を推

進する。

○山岳観光ルート「別子・翠波はな街道」で連携を進めている新居浜市との広域連携などを推進する。

### (3) 計画

事業計画（令和3年度～8年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	〔道路改良〕		
		新宮中央線	市	
		L=400.0mW=5.0m		
		内野田之内線	〃	
		L=120.0mW=5.0m		
		横野泉田線	〃	
		L=15.0mW=3.5m		
		新瀬川線	〃	
		L=50.0mW=4.0m		
		中野線	〃	
		L=100.0mW=4.0m		
		下泉田線	〃	
		L=60.0mW=4.0m		
		新宮大谷線	〃	
		L=20.0mW=4.0m		
		中野嗟峨野線	〃	
		L=30.0mW=4.0m		
		亀尻寺内線	〃	
		L=20.0mW=4.0m		
				〔落石対策〕
		市仲線	〃	
		L=200.0mW=4.0m		
		金藤杉谷線	〃	
		L=200.0mW=4.0m		
		中山線	〃	
		L=300.0mW=4.0m		
		鳩岡線	〃	
		L=10.0mW=4.0m		

		〔舗装改良〕 新宮中央線他3線 L=12,000.0m(計) 木嵐嵯峨野線 L=400.0mW=5.0m 内野田之内線 L=300.0mW=5.0m  〔防災〕 宅地裏山留工 3箇所	〃  〃  〃  〃	
--	--	--	------------------------------	--

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

四国中央市公共施設等総合管理計画の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的発展につながる過疎対策の推進に努める。

## 6 生活環境の整備

### (1) 現況と問題点

快適で潤いのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

地域のごみ処理は、現在 13 分別により四国中央市クリーンセンターにて処理を行っている。そのような中、平成 16 年度よりごみのリサイクルによる再資源化と減量化を図るため粗大ごみを個別有料収集とし、すべての地域で収集可能となった。しかし、現状はごみの収集については、地域内で統一されていないため、今後は住民と行政が一体となってより効率的な収集体制を整備していかなければならない。また、将来的にはごみゼロ社会を目指し、リサイクルレベルの向上を図るとともに一般廃棄物の減量化、再資源化を推進し、廃棄物の循環型社会の形成を目指している。

現在、地域の水道施設は新宮地区簡易水道と平成 10 年に給水を開始した新宮地区北東部簡易水道の 2 箇所、利用者は 657 人、人口の 71%になるものの、他市町村と比較するとまだまだ低い普及率である。

水環境の悪化を防ぐためには、生活環境整備が必要であるが、下水道施設は、地形上の問題から、民家の点在等で工事費の増大、完成後のランニングコスト高が予想される。このようなことから、浄化槽の普及に取り組み、平成 11 年度から補助制度を設けて実施しているが、現在は、浄化槽の設置処理人口が 326 人と低く、水質の悪化が懸念されるため、積極的な取り組みが必要となっている。

消防に係る常備消防においては、平成 26 年に新宮分遣所を土砂災害警戒区域外に移転新築し、救急業務も合わせて行っている。

非常備消防における機械器具については、概ね整備が完了しているが、団員の高齢化、補充団員の不足など過疎地域ならではの問題を抱えている。また地形が急傾斜地であり消防水利の確保が重要になってくるため、計画的に防火水槽等の消防設備を整備し、一層の充実を図る。

過疎による高齢者世帯の増加により防火体制の見直しや、自主防災組織の育成が急務となっている。

市営住宅 (47 戸) は、住宅困窮者に対するセーフティーネットでもあるため適正な住宅戸数の確保と維持管理を行う必要があり、老朽化した施設は、建て替え等も視野に入れた計画的な対策を図る。

また、管理されていない空き家が見受けられる。その増加を抑制するため、住宅ストックの循環を促し空き家の利活用に努める。

## (2) その対策

- ア ごみ再資源化の促進と全地域で家庭ごみの徹底した収集体制の確立に努める。
- イ 水源の確保と水道未普及地区の施設整備を図る。
- ウ 浄化槽の普及促進に努める。
- エ 自然水利への進入路、防火水槽の整備を図る。
- オ 自主防災組織の結成、育成の推進を図る。

## (3) 計画

事業計画（令和3年度～8年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の整備	(1)水道施設 簡易水道	簡易水道基幹改良 送水施設・配水施設	市	新宮・北東部簡易水道（給水区域内）
	その他	飲料水供給施設改良 浄水・送水施設	〃	鳩岡地区、西庄地区
	(5)消防施設	防火水槽整備 40 m <sup>3</sup> 級 2基	市	
	(7)その他	浄化槽設置補助 5人槽（転換）110基	市	

## (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

四国中央市公共施設等総合管理計画の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的発展につながる過疎対策の推進に努める。

## 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### (1) 現況と問題点

#### ア 高齢者福祉

新宮地域は、高齢化率が 55.7%と高齢化が進行している。

合併後、新宮庁舎に福祉窓口を設置し、介護保険制度やその他福祉サービスの利用などについての相談にあたっている。また、地域包括支援センター等による高齢者宅への訪問や、集会所等を利用しての介護予防教室等の開催、外出支援サービスの提供など高齢者の生活を支える取り組みを実施している。

平成 15 年度に開設した高齢者生活福祉センターでは、生活に不安のある独居や高齢者世帯の方に、12 か月を限度として居住の場を提供する生活支援ハウス事業や見守り事業を行ったり、社会福祉協議会によるデイサービス事業等と連携をとりながら実施している。今後は、新宮診療所で廃止した入院スペース等を有効に活用した福祉サービスの充実が必要である。

#### イ 障がい者福祉

障がい者福祉に関しては、新宮庁舎の福祉窓口を相談窓口として、社会福祉協議会と連携しながら福祉の充実に努めているが、近年、障がいの重度化・重複化・複雑化・障がい者の高齢化が進んでおり、障がい者のニーズも多様化してきている。

このような、障がい者を取り巻く環境の変化に対応し、多岐にわたる諸問題に適切に対処出来る福祉施策の推進が求められている。

障がい者の日常生活・就労など、障害福祉サービスを活用した社会的自立のための総合的な支援に加え、社会資源を有効活用する観点から対象者を限定せず、既存の縦割り福祉にはない柔軟なサービスの形も求められる。

#### ウ 放課後児童クラブ

新宮小中学校の余裕教室を利用して新宮児童クラブが開設されており、指導者 2 名の体制をとっている。平日（月曜日～金曜日）は下校時間から 18 時まで、春・夏・冬休み期間（月曜日～金曜日）や学校行事の繰替休日には 8 時から 18 時まで開設している。

現在、1 年生 3 名、2 年生 2 名、3 年生 3 名、4 年生 2 名の計 10 名の受け入れをしており、待機児童は 0 人である。平成 27 年度より国の制度上は、小学 6 年生まで対象児童が拡大されているが、市内全校区一律で、小学 4 年生までしか利用申請を受け付けていないのが現状である。

保護者負担金については、生活保護世帯やひとり親家庭の市民税非課税世帯は、減免措置をとっている。

## (2) その対策

### ア 高齢者福祉

誰もが気軽に集い、交流できる介護予防の拠点として、新宮診療所・高齢者生活福祉センターの活用を図り、民間活力の導入も視野に入れ、医療・福祉・保健の機能連携による複合の福祉施設として地域住民の福祉の向上を図る。

### イ 障がい者福祉

障がい者福祉については、国や県の動向を踏まえつつ、相談支援専門員等による相談支援体制の強化を図り、地域における障がい者支援に関する課題について、関係機関との情報共有、連携強化に努め、地域住民の障がい者福祉への理解促進を図り、障がい者が住み慣れた家庭や地域の中で安心・安全に暮らせる社会づくりを進める。

### ウ 放課後児童クラブ

市内全校の4, 5年生の保護者を対象に利用ニーズの把握のため利用者希望調査を実施し、小学6年生までの受け入れ拡大を検討している。引き続き、児童を安全に受け入れるため、施設や人員の確保などにより、増加する利用ニーズへの対応に努める。

## (3) 計画

事業計画（令和3年度～8年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の 確保、高齢者等の保 健及び福祉の向上 及び増進	(3) 高齢者福祉施設 高齢者生活福 祉センター	高齢者生活福祉セ ンター整備事業	市	

## (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

四国中央市公共施設等総合管理計画の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的発展につながる過疎対策の推進に努める。

## 8 医療の確保

### (1) 現況と問題点

平成元年より、常駐の内科医師及び歯科医師を迎え、地域にとって安心ある医療体制を維持してきたが、慢性的な医師不足と配置可能医師数の制約により、自治医科大学卒業医師の配置継続が困難となり、内科においては、平成 23 年度からの 2 年間は、非常勤医師等の交替診療により対応せざるを得ない状況となった。幸い、平成 25 年度からは地元出身の常勤医師が確保でき、安定した医療の提供が可能となったものの、令和 2 年度末をもって退職されたこともあり、令和 3 年度からは県のへき地医療支援機構等より医師の派遣を受け、内科は週 4 日、歯科は週 2 日の診察は賄えている状況であるが、中長期的な視点から見ると医師確保対策が最重要課題である。

医療機器については、旧診療所時から長年使用してきた機器の故障が頻発しており、早い段階での更新が求められる。平成 20 年度から休床していた入院病床は、宇摩圏域における病床再編計画により、全 12 床を廃止し、有効利用のため福祉施設を併合している。

今後もへき地医療の後退とならぬよう、医療体制を整備し、近隣の医療機関と連携・協力し、充実した医療を推進する。

### (2) その対策

- ア へき地医療の後退とならぬよう、医師の確保に努める。
- イ 多岐にわたる病状や高齢化に対応できるよう医療機器の充実を図る。
- ウ 診療所運営の健全化を図る。

### (3) 計画

事業計画（令和 3 年度～ 8 年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 診療所	国保診療所整備事業 医療機器購入	市	
	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業	安定した医療体制 の確保 安定した医療体	県・市	

		制の確保のため、 医師確保や代替医 師派遣の支援体制 の充実を図る。		
--	--	---	--	--

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

四国中央市公共施設等総合管理計画の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的発展につながる過疎対策の推進に努める。

## 9 教育の振興

### (1) 現況と問題点

新宮地域においては依然として過疎化が進み、また、少子化の影響による児童・生徒数の減少は、学校運営や施設の維持管理においても支障をきたしており、精神的な不安材料となって地域外流出の事態を招いている。昭和 44 年当時は、小学校 6 校、中学校 1 校がそれぞれ設置されていたが、以後、過疎化に伴う統廃合が繰り返し実施されてきた経緯がある。

このような状況の中、平成 19 年度に特区制度を利用し、「コミュニケーション科の新設」、「小学校英語科の新設」、「小学校への一部教科担任制の導入」、「キャリア教育の充実」、「ふるさと・体験学習の充実」等の特色ある教育内容を取り入れた小中一貫教育校を設置した。

新宮地域唯一の学校として、小・中学校合同行事に地域を巻き込んで行うことやキャリア教育等を通して、町内住民が学校を介して触れ合うことで地域の活力が増し、児童・生徒にもふるさとを知り、ふるさとを愛することの大切さを教え、人間力の向上を図るなど、新宮地域ならではの教育を推進している。

また、前新宮小中学校の敷地が、土砂災害防止法に基づく警戒区域、特別警戒区域に指定されたことから、平成 27 年度から 2 ヶ年事業で、旧新宮小学校跡地に移転改築するとともに、平成 29 年度から他校区からの受入れも可能とする小規模特認校として運営を行っている。

新宮幼稚園については、園児数は多くないが、保育園がないために、預かり保育事業が実施されており、一定数の利用が今後も見込まれる。建物は昭和 56 年に木造と鉄筋コンクリート造を組み合わせた混構により建設されているが、施設や設備の経年劣化が著しく進行している。

今後は、地域内の園児数、児童生徒数の動向を見ながら、幼・小・中関連教育の中で、小中一貫教育のよさや新宮地域のメリットを生かした特色ある教育を進めていくことが必要である。

一方、地域集会所は 26 ヶ所あり、地域行事や各種会合、生涯学習、防災など地域の中でコミュニティ活動の拠点としてその機能を発揮しているが、近年高齢化に伴い人口が減少しており、維持管理が難しくなっている。

### (2) その対策

ア 地域文化活動の拠点として、時代に応じた教育施設・設備の充実を図る。

イ 住民の多様なニーズに応えるため、生涯学習の推進とコミュニティ施設の整備充実を図る。

ウ 子どもの声が聞こえる地域活動の推進するため、地域ボランティアの積極的な活用を図る。

エ 幼・小・中の関連した教育推進を図る。

オ 一定数の利用が見込まれることから、老朽化した施設や時代にそぐわない設備の改修を行い、園児及び保護者にとって安心・安全の幼稚園として再整備を図る。

### (3) 計画

事業計画（令和3年度～8年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連 施設	新宮小中学校整備事業	市	
	(2) 幼稚園	新宮幼稚園整備事業	市	
	(3) 集会施設、体 育施設等  集会施設	集会所等施設整備 改修補助等 3件	市	
	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業	新宮小規模特認校事業 自然豊かな環境の下、小中 一貫教育や少人数による指 導、他機関と連携した体験学 習など、特色ある教育を展開 し、地域に貢献できる人材の 育成を図る。	市	

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

四国中央市公共施設等総合管理計画の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的発展につながる過疎対策の推進に努める。

## 10 集落の整備

### (1) 現況と問題点

集落は、過疎地域における美しく風格ある国土を維持するという位置付けにおいてもその維持は重要なものである。しかしながら、経済の低迷や都市部への若年層の流出、それに伴う少子高齢化により、従来の集落の機能が失われるとともに、空き家の増加による、防犯上の問題や景観の荒廃などが大きな課題となってきている。

また、家が点在しているため、行政の各施策について効率が悪く、財政面においても負担が大きくなってきている。

### (2) その対策

道路交通網はかなり整備されてきているが、より快適な生活環境づくりを行い、さらにUターンやIターンで都会から田舎に移る人が必要とする、雇用、住居などの情報提供を行っていけるよう、空き家調査などの移住・定住促進事業を推進し、集落の維持と活性化を図り、地域を担う人材の確保・育成に努める。

また、継続的な集落の維持と活性化のため、基幹集落を中心として複数の集落で構成される集落ネットワーク化を図りながら、生活の営み（生活支援機能）を確保する取り組みを推進する。

併せて、まち・ひと・しごと創生「総合戦略」で計画されている、小さな拠点づくり、地域おこし協力隊の活用、地域ブランドの創出などの取り組みも推進する。

### (3) 計画

事業計画（令和3年度～8年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9 集落の整備	(3) その他	地域おこし協力隊事業	市	
		地域づくり推進事業	〃	

## 1 1 地域文化の振興等

### (1) 現況と問題点

新宮の地名は、大同2年(807年)に紀州新宮から熊野神社が勧進されたことに由来するとされる。熊野神社に所蔵されている県指定有形文化財「神鏡」には、貞応2年(1223年)の年号とともに「伊与國宇麻郡古美新宮」との銘文が刻印されている。その他にも、古代の官道をルーツに持ち参勤交代道として再整備された「土佐街道」や県指定無形民俗文化財「鐘踊り」等がよく知られているが、近年では国指定史跡「伊予遍路道三角寺奥之院道」、市指定有形文化財「安楽寺本堂」が新たに指定文化財となり注目を集めている。こうした歴史文化遺産の多くが、時代や地域性を限定的なものとするのではなく、四国4か国をまたぐ形で成立している点に、新宮地域の歴史的気風の面白みがあると言える。

一方で、人口減少に伴う地域コミュニティの諸問題は、地域の歴史文化遺産の保存継承にも直結している。歴史文化遺産継承の基盤は地域コミュニティであり、地域住民の協力と人材育成は必要不可欠である。今後は脆弱化していくことを前提としながら、負担を強いるだけではない持続可能な方法を具体化していくことが必要であるが、現状においては過疎化、少子高齢化の進行により、継承者・担い手不足による散逸・消滅の危機が生じており、世代間における地域文化の伝承機会が減少している。また、近年の気候変動等に伴い自然災害も頻発し、維持管理に係る所有者の負担が増加している。

### (2) その対策

ア 利活用に主眼を置いた「文化財保護法」の主旨や「愛媛県文化財保存活用大綱」に準拠しながら、新宮地域の実情やニーズに合わせた計画づくりに努める。

イ 継承の機運醸成や地域の活性化を企図することで、持続可能な地域文化の振興に努める。

## 1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

### (1) 現況と問題点

自然に対する負荷の少ない再生可能エネルギーは、地球温暖化の防止、エネルギー自給率の向上、雇用の創出や地域の活性化、非常時のエネルギーの確保など積極的な活用が図られているところである。

林野面積が市域の約8割を占める四国中央市では、地域のバイオマスを資源・エネルギー源として、持続可能な循環型のまちづくりを進めることが大切である。

### (2) その対策

ア 地球温暖化問題等の様々な環境問題に対しての地域住民の意識の高揚を図る。

イ 新宮町の豊かな自然や森林資源など、地域資源を活用した持続可能なエネルギーへの転換に向けた取り組みを推進する。

## 1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

### (1) 現況と問題点

地域住民による「あじさいまつり」や「霧の森お茶まつり」などのイベントが県内外において広く知れ渡るようになり、毎年各方面から多くの問い合わせが寄せられ、イベント期間中に多くの観光客でにぎわいを見せている。

また、令和元年に開催された広域振興イベント「えひめさんさん物語」の後継事業として、新宮地域の観光交流人口の増加を図ることを目的とした「四国中央スカイライン」を開催し、全国各地から参加する多くの山岳アスリートが新宮地域の雄大な自然の魅力をSNS等により情報発信し、観光PRにつなげてもらえるよう取組を推進している。

しかし、過疎化・高齢化により、地元住民のみでの事業運営は困難な状況となっており、近隣集落や各種団体の協力を得ながら実施しているのが現状である。今後は、行政との連携が不可欠であり、協力体制を更に強化しながら地域の活性化に取り組む必要がある。

また、観光交流施設「霧の森」の運営にあたっている㈱やまびこでは、新宮茶にこだわった「霧の森大福」が全国的なヒット商品となったこともあり黒字経営を維持しているが、「霧の森大福」頼みとならないようそれに匹敵する新製品の開発を目指すとともに、様々な方面への営業活動を展開し、安定運営に努めていくことが必要である。

### (2) その対策

#### ア 観光拠点の整備充実

- 既存イベントの充実強化並びに新イベントの創出等によるリピート率の向上を図る。
- 新商品の開発やSNSなどを活用した広報活動の推進及び販売促進の強化を図る。
- 「道の駅」の集客力を活かした、施設・サービスの充実・強化を図る。

#### イ 地域活動の活性化と組織づくりの推進

## 過疎地域持続的発展特別事業分（事業計画）

事業計画（令和3年度～令和8年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	観光施設管理運営事業 観光施設等を有効に活用し、交流人口の拡大や、地域経済文化の振興等を図る。	市	
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業	安定した医療体制の確保 安定した医療体制の確保のため、医師確保や代替医師派遣の支援体制の充実を図る。	県・市	
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	新宮小規模特認校事業 自然豊かな環境の下、小中一貫教育や少人数による指導、他機関と連携した体験学習など、特色ある教育を展開し、地域に貢献できる人材の育成を図る。	市	

上記施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。